

平成28年度第4回岐阜県地方独立行政法人評価委員会（県立病院関係）

－ 議 事 要 旨 －

1 日 時 平成29年1月30日（月） 13:12～13:30

2 場 所 岐阜県庁4階 特別会議室

3 出席者

[委 員] 湊口委員長、富田委員、石原委員、芝田委員

[専門委員] 金山専門委員

[法 人] (地方独立行政法人岐阜県総合医療センター) 滝谷理事長、森嶋副理事長兼事務局長
(地方独立行政法人岐阜県立多治見病院) 原田理事長、松葉副理事長兼副院長兼事務局長

(地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院) 山森理事長、丹羽理事兼事務局長

[設立団体] (岐阜県) 森岡健康福祉部次長、松原医療整備課長、中畑災害医療対策監、
浦崎医療整備課長補佐兼医療整備係長ほか

4 議事等

[議題1] 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター・岐阜県立下呂温泉病院の役員報酬等支給基準の変更について

[議題2] 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院第2期中期目標の変更について

[議題3] 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター・岐阜県立多治見病院・岐阜県立下呂温泉病院の第2期中期計画の変更について

5 配布資料 次第、出席者名簿、配席図、資料①-1、①-2、資料②-1～②-3、
資料③-1～③-3

6 議事要旨

議事概要 県立病院関係

[審議事項：議題1]

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター・岐阜県立下呂温泉病院の役員報酬等支給基準の変更について

資料①-1～資料①-2に従い事務局から説明

【湊口委員長】

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター・岐阜県立下呂温泉病院の役員報酬等支給基準の変更についてご意見・ご質問等はあるか。

(意見・質問なし)

【湊口委員長】

ご意見・ご質問がなければ、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター・岐阜県立下呂温泉病院の役員報酬等基準の変更について、当委員会として意見書(案)のとおり知事に提出してよいか。

(異議なしの声)

【湊口委員長】

異議なしということで、意見書(案)のとおり知事に提出することを決定した。

[審議事項：議題2]

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院第2期中期目標の変更について

資料②-1～資料②-3に従い事務局から説明

【湊口委員長】

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院第2期中期目標の変更についてご意見・ご質問等はあるか。

(意見・質問なし)

【湊口委員長】

ご意見・ご質問がなければ、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院第2期中期目標の変更について、当委員会として意見書（案）のとおり知事に提出してよいか。

（異議なしの声）

【湊口委員長】

異議なしということで、意見書(案)のとおり知事に提出することを決定した。

[審議事項：議題3]

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター・岐阜県立多治見病院・岐阜県立下呂温泉病院の第2期中期計画の変更について

資料③-1～資料③-3に従い事務局から説明

質疑応答

【富田委員】

新公立病院改革プランは、県として別に作って総務省へ提出するのか。

【事務局】

作らない。第2期中期計画を新公立病院改革プランの代用とするということ。

【富田委員】

地域医療構想については、この一文を入れれば、新公立病院改革ガイドラインに基づいて策定したという整理になるのか。

【事務局】

地域医療構想の内容は、既に第2期中期計画に反映されており、そのことを明確にするため一文を追加するものである。

【富田委員】

地域医療構想については、第2期中期計画の実質は同じということか。

【事務局】

そのとおり。

【湊口委員長】

他にご意見・ご質問がなければ、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター・岐阜県立多治見

病院・岐阜県立下呂温泉病院の第2期中期計画の変更について、当委員会として意見書(案)のとおり知事に提出してよいか。

(異議なしの声)

【湊口委員長】

異議なしということで、意見書(案)のとおり知事に提出することを決定した。

全体 質疑応答

【富田委員】

多治見病院のみ役員報酬等支給基準を変更しない理由について、わかりやすく説明いただきたい。

【松葉事務局長】

(県の改定内容を反映させなければならない) 法的な根拠はなく、また、職員を兼ねない常勤役員がいない状況が続いていることを踏まえ、平成22年度に独法化して以降、改定の都度更新はしないという方針で臨んでいる。

【富田委員】

実態を踏まえ、変更しないということか。

【松葉事務局長】

そのとおり。

以 上 (終了時刻 13:30)